

## No.1 ○豊明市議会臨時会会議録(第1号)

平成20年5月15日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左 千 江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	村 山 金 敏	議員
11番	石 橋 敏 明	議員	12番	伊 藤 清	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	一 色 美 智 子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	平 野 敬 祐	議員
17番	安 井 明	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	20番	坂 下 勝 保	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐 兼議事担当係長	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副市長	石 川 源 一 君
参 事	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君
健康福祉部長	濱 鳶 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳 代 志 君

兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 前野宏光君

総務課長

荒川恭一君

兼保険年金課長

経済建設部次長 三冶金行君

兼都市計画課長

監査委員事務局長 高橋芳行君

## 5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 報告第3号 平成19年度豊明市一般会計予算の継続費に係る繰越報告について

報告第4号 平成19年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について

報告第5号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

(4) 承認第1号 専決処分事項の承認について(豊明市休日診療所条例の一部改正について)

承認第2号 専決処分事項の承認について(豊明市税条例の一部改正について)

(5) 議案上程・提案説明・質疑

議案第33号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について

(6) 選任第1号 常任委員会委員の選任について

(7) 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

(8) 選挙第1号 愛知県競馬組合議会の議員の補欠選挙について

## 6. 本日の会議に付した案件

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 報告第3号から報告第5号まで

(4) 承認第1号及び承認第2号

(5) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・同質疑・討論・採決  
議案第33号

(6) 議長の辞職許可の件について

(7) 議長の選挙について

(8) 副議長の辞職許可の件について

- (9) 副議長の選挙について
- (10) 議案第 34 号 監査委員の選任について
- (11) 選任第 1 号
- (12) 選任第 2 号
- (13) 選挙第 1 号
- (14) 選挙第 2 号 尾張農業共済事務組合議会の議員の補欠選挙について
- (15) 動議第 1 号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査について

午前10時開会

#### No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 20 年第 1 回臨時会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 20 年豊明市議会第 1 回臨時会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

#### No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 20 年第 1 回臨時議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

早速ですけれども、ご承知のとおり隣国中国四川省では、去る5月の 12 日にマグニチュード 7.8 の地震が発生をいたしました。その被害の甚大さに驚くばかりであります。この場をかりて心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

さて本日、ご審議を賜ります案件は、議会人事案件が中心でございますが、ほかに報告案件 3 件、専決承認案件 2 件、人事案件 3 件、条例案件 1 件の計 9 件でございます。皆様方のよろしくご審議を賜りまして、すべて可決・ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。

#### No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本臨時会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

平野敬祐議会運営委員長。

#### No.5 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

今期臨時会の運営について、去る5月8日午前10時より委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果については既に皆さん方に文書にてご連絡がしてありますので、主な事項についてのみ報告をいたします。

初めに、会議の日程であります。今期臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、付議案件の取り扱いであります。報告案件3件については、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

続いて、承認2件については、一括議題として説明及び質疑を行った後に、討論・採決についてはそれぞれ個々に行うことといたしました。

また、議案第33号については、上程・提案説明・質疑を行った後に、所管の総務文教常任委員会に付託することとし、本日の本会議の休憩中に総務文教常任委員会を開催して審議をすることになりました。

その他の付議案件は、議会の人事に関するものでありますので、日程に従って議長より順次お諮りがあると思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告します。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、6番 山盛左千江議員と15番 松山廣見議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。  
日程3、報告第3号から報告第5号までの3件を一括議題といたします。  
初めに、報告第3号について理事者の報告を求めます。  
山本総務部長。

#### No.8 ○総務部長(山本末富君)

報告第3号についてご説明を申し上げます。

平成19年度豊明市一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会の報告をするものでございます。

それでは、次のページをごらんになってください。

10款 教育費の小学校校舎等建設事業は、19年度、20年度の継続事業でございますが、表中にございますように3,660万5,000円を翌年度に逡次繰越をいたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

#### No.9 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第4号について理事者の報告を求めます。

山本総務部長。

#### No.10 ○総務部長(山本末富君)

報告第4号についてご説明を申し上げます。

平成19年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会の報告をするものでございます。

それでは、次のページをごらんになってください。

3款 民生費の福祉医療事業と8款 土木費の道路新設改良事業、ともにこれは3月議会で繰越明許費をお認めいただきましたものでございます。

合計額1,304万5,000円を20年度に繰り越しをいたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で報告を終わります。

#### No.11 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第5号について理事者の報告を求めます。

竹原市民部長。

No.12 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、報告第5号 専決処分事項の報告についてご説明をいたします。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおりに専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

次のページをごらんください。専決第4号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償の額は3万 2,918 円でございます。

原因は、パイプ型バリケード、これは通称トラ柵というふうに呼ばれておりますが、このパイプ型バリケードの管理瑕疵による物損事故でございます。

事故の原因についてご説明申し上げます。

事故の発生は、本年、平成 20 年4月 11 日、金曜日になりますが、午後5時 10 分ごろでございます。

事故の発生場所は、本市市役所敷地内駐車場であります。

事故の概要は、市役所駐車場において、具体的な場所ですが、食堂の前、金融機関のATMがある周辺の駐車場でございますが、この駐車場におきまして、この事故の2日後の日曜日に実施をいたします資源ごみ回収会場とする場所の確保のため、パイプ型バリケードを設置しておりました。しかしながら、そのときの折からの突風によりまして、パイプ型バリケードの案内表示プレートが回転をしまして、フックから外れ、さらにそのプレートが飛ばされて、そばに駐車されていた車両に当たり損害を与えたものでございます。

相手方の損傷は、車両ボディの左側部分であります。

過失割合は、本市が 100%であります。

事故発生後、直ちにすべてのパイプ型バリケードの案内表示プレートを針金にて固定する処置をとりました。今後二度とこうした事故が起こらないよう万全を期し、注意を払って作業に当たっていきたいと思っております。

大変ご迷惑をかけ、申しわけございませんでした。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.14 ○5番(榊原杏子議員)

報告3号について、確認も含めてなんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、3,660万5,000円の残額が出たと。これは入札残を上げているということで、2年間の中で4割というふうに上げているという理解なんです、となりますと、今年の方はこれに4分の6を掛けたぐらいの額が、まあ残額として予定をされていると。今のところ、そういうことであるという理解でよろしいでしょうか。

それから、2年の工事をする中で、資材の値上がりということがあるんですけれども、こういったものはどういうふうに影響をしてくるのか、してこないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

**No.15 ○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

山本総務部長。

**No.16 ○総務部長(山本末富君)**

まず、本年度の執行残といいますか、入札残が3,660万円で、2年の継続の総トータルを申し上げますと、約9,100万円でございます。

ですから、先ほど言われた4分の6を掛けた数字が、合計額がこの数字になると思います。

以上で終わります。

**No.17 ○議長(堀田勝司議員)**

野田教育部長。

**No.18 ○教育部長(野田 誠君)**

物価スライドにつきましては、考慮いたしておりません。

**No.19 ○議長(堀田勝司議員)**

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.20 ○議長(堀田勝司議員)**

以上で日程3を終わります。

日程4、承認第1号及び承認第2号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました承認2件については、提案説明及び質疑を一括して行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、承認第1号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
濱島健康福祉部長。

#### No.21 ○健康福祉部長(濱島義和君)

承認第1号 専決処分の承認についてご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、豊明市休日診療所条例の一部を改正する条例を別添のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容のご説明の前に、一言おわびを申し上げます。

このたび、豊明市休日診療所条例の一部改正の専決を行いましたことにつきましては、本条例は本来なら平成6年及び18年に診療報酬の改定を伴う厚生労働省告知がありました。

さらに、平成9年に医療法の一部改正があり、それぞれ条例改正をしなければならないところ、これを怠っていたことについて、深く陳謝いたします。まことに申しわけありませんでした。

なお、これまで14年間にわたりまして瑕疵ある条例となっておりますが、診療報酬が改定された時点におきまして、休日診療所窓口では法に基づき適正に処理をしておりましたので、直接市民が不利益ということはございませんでした。

専決を行った理由ですが、平成20年の診療報酬の改定につきましては、4月1日適用となっておりますので、3月31日付で専決を行ったものでございます。

今後は、このような事態を十分反省いたしまして、情報収集に努め、市民と議会の皆様にご迷惑をおかけしないようにいたしたいと思っております。重ねておわびを申し上げます。

それでは、内容説明を行いますので、2枚はねてください。

豊明市休日診療所条例の一部を改正する条例。

本文3行目、第2条中「第3項」を「第2項」に改めますのは、医療法による診療所規程が平成9年に改正されていたため、変更するものでございます。

次に4行目、「診療料」の次に「(健康保険法その他の法令の規定による被保険者であるときは、診療料のうち当該法令で定める一部負担金に相当する額)」を加えますのは、改正前の条例では、いわゆる窓口負担について複雑な規定になっておりましたので、これを一部負担金というわかりやすい文言に改めるものでございます。

それから飛びまして6行目、中ほどの同条第2項中「健康保険法その他の法令の規定による場合は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改めますのは、平成20年3月の厚生労働省告示に基づき診療報酬を積算するために改めるものでございます。

なお、冒頭で申し上げましたとおり、平成6年に老人保健法の追加と平成18年に診療報



酬の改定がございました。

9行目、後ろのほう、「同条第3項を削り」とありますのは、先ほどご説明いたしましたとおり、窓口負担を一部負担金と改めましたことによりまして、この第3項は不要となったためでございます。

10行目、中ほどの「健康保険法の規定による療養に要する額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改めますのは、告示の名称の変更によるもので、内容は変わりございません。

そのほかは、今回の条例改正により項ずれを修正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の豊明市休日診療所条例の規定は、平成20年4月1日から適用するものでございます。

大変ご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

以上、説明を終わります。

#### No.22 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、承認第2号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

#### No.23 ○総務部長(山本末富君)

それでは、承認第2号 専決処分事項の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年4月30日に地方税法の一部改正があり、即日公布されました。

この改正の中に、個人住民税のいわゆるエンゼル税制の改正が含まれており、6月の定例会において市税条例の改正を行った場合、この部分が納税者の不利益遡及になりますので、この部分だけを今回専決処分とし、残りの部分につきましては、6月の定例会に上程しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容の説明をいたしますので、2ページ後ろをごらんになってください。

今回は、附則第20条の改正のみとなります。

附則第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除や譲渡所得等の課税の特例を規定した条文でございます。

この中で、ベンチャー企業に個人投資家が株式投資した場合、その譲渡益が2分の1に圧縮される優遇措置が、今回の地方税法の改正で廃止されましたので、該当する部分、これは本文の同条第7項及び第8項、附則のすぐ上のところですが、こちらのほうを削除

するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございまして、附則の第2条第1項は平成20年度以降の個人の市民税について適用し、平成19年度分までは従前の例によること。

同じく附則の第2条の2項は、譲渡益を2分の1に圧縮する特例は、公布の日の前日までとなること。

第3項は、平成22年3月31日までの損失の繰り越しは、従前の方法によることを規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.24 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

直ちに質疑に入ります。

質疑については一括してお受けいたしますので、質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.25 ○6番(山盛左千江議員)

休日診療所条例の一部改正の条例について質問をいたします。

まず、今回の改正ですけれども、国のほうからの告示はいつだったのでしょうか。

それから、平成18年に診療報酬の改正があったということですが、その6年から18年に、18年から20年に診療報酬の改正があったことになりましたが、その内容はどのようなものだったのでしょうか。

それから、県や関係機関から今回の法改正について連絡というか、そういった通知はありましたでしょうか、お願いいたします。

#### No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.27 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

まず、1点目の厚生労働省告知の日付でございますが、20年3月5日でございます。

それから、2点目の平成6年から18年、そして20年の診療報酬の改定の内容でございますが、例えば平成6年ですと、老人保健法の改正で今まで無料であった対象者が、窓口でお金が出ると。それから初診料の改正、それから薬価基準の改正等々、改正がございました。

それから、3点目の県からの通知の件でございますけれども、今回の場合、厚生労働省から愛知県のほうには通知がきました。しかしながら、愛知県のほうでは、各診療所とか病院とか、そういった医療機関のほうには通知いたしておりますが、私どものように休日診療所設置市町につきましては、通知はございませんでした。

以上です。

**No.28 ○議長(堀田勝司議員)**

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

**No.29 ○6番(山盛左千江議員)**

診療報酬の改定ですけれども、先ほどの説明の中では、市民には不利益はないというふうに言われましたけれども、内容からいくと、無料であったものが有料になり、初診料や薬価が変わったということになりますと、平成6年の条例のまま、本市は診療報酬を計算する。条例上はそうなっているわけですから、実態というか法律と照らし合わせると、本当は条例が生きていれば無料だけれども、法律を優先したので有料になったということが起こるわけです。

そうすると、市が診療報酬を請求するのは、基本的には条例だと思いますので、条例には違反して、無料のところを有料で取っていたというふうになるわけですが、そういったことについて、法的に自治体が行う業務について損害賠償であるとか、あるいは住民監査請求であるとか、そういった問題が発生してくるような危険性はないのでしょうか、お願いいたします。

それからもう一点、3月の5日に告示があって、とはいうものの、県からの連絡はなかったということです。じゃ近隣市町の状況はどうだったのでしょうか。この近辺で3月5日以降に、3月議会にきちっと改正案を上程されている議会がどれほどあり、逆に今回のうちのように専決で、あるいは改正が遅れた自治体が幾つあるのか。把握していらっしゃるようでしたら、ご紹介いただきたいと思います。

それから、先ほどの法改正と条例との整合性のなさの中からですけれども、じゃ診療を受けた人にとって損得というか、あったのか。じゃ自治体にとっては、そういったことが発生しなかったのかどうか。その点についてもご説明いただきたいと思います。

**No.30 ○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

**No.31 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

まず、2点目の近隣市町の状況でございますが、尾東地区、尾張地区の状況なんですけれども、3月議会に上程をいたしました市が2市ございます。

それから条例上、告示行為が必要ないという、そういう条例でもって運営しております関係上、条例改正をしてない市が2市ございます。

それから、6月議会で上程をする市が1市。もう1市につきましては、まだちょっと未定ということになっております。

それから、市民の不利益の関係でございますけれども、上位法が改正し、条例改正をしてございませんでした。このことにつきましては、休日診療所は現在3名の医療事務職員が、臨時ですが、おみえになります。もちろん3名が日曜ごとに交代で勤務しているわけですけれども、こちらのほうで適正に初診料の1割から3割をいただきまして、その翌日にそれぞれ支払基金のほうに請求書を送付すると。

もし、その時点で間違いがあれば、それはチェックを受けてバックされますので、そういったバックの部分については一度もございませんでした。

したがって、老人法の改正によりお金をいただく。そして子ども医療費の関係で無料になる等々を含めまして、そういった間違い。したがって、条例上では瑕疵がございましたが、市民にとっては不利益というものはございませんでした。それからもう一点、3点目の不利益云々の関係ですけれども、そういったことで長い間、大変ご迷惑をおかけいたしておりました。条例上では確かに瑕疵はございましたが、そういった場合は上位法に基づきまして、休日診療所業務を執行しておりましたので、有効というふうに判断をいたしております。

以上です。

#### No.32 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

#### No.33 ○5番(榊原杏子議員)

一番最初の2条中の改正の、医療法の改正が平成9年にあったけれども、改正していなかったという点についてお聞きしますけれども、休日診療所がよって立つところであります根拠の法律が変わっているのに、これに気がつかずにきてしまったということがあります。

それから、診療報酬の改定についても、同じことなんですけれども、12年間瑕疵ある条例であったということなんですけれども、こうなった原因はどういうところなのか。

それから今後、こういうことが起こらないように、どのように対策をされているのかという点をお聞かせいただきたいのと、それから3月議会で間に合った市が2市あるということでしたので、3月5日に国から告示が出て、同じスケジュールで間に合ったところがあり、うちは3月議会に間に合わず、専決という形になったことの原因。なぜ、こういう差がついてい

るかについて、もう少し詳しくお知らせをいただきたい。

それから、医療事務の方が、臨時職員の方が気がついてというか、法にのっとって適正に処理をされていたということですが、市のほうでは条例を改正していない。条例を改正しなければいけないことに気がついていなかっただけではなくて、その診療報酬改定に従って新しい料金できちんとしなさいということ、その医療事務者の方に伝えるのではなく、その方たちがみずから知っていたことによって救われていたということによろしいのでしょうか、お願いします。

#### No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.35 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

1点目の3月議会の上程の件でございますけれども、3月5日に告示があり、職員は気づかずに、気づいたのは議会の閉会后でございました。

それから、今後の対策ですけれども、先ほども答弁で申し上げましたとおり、県からは医療機関等々には通知がされますけれども、休日診療所にはないという事実がございます。この点につきましては、我々も深く反省をいたしております。

今後につきましては、職員のアンテナも高く、そしてそういった会議の場におきましても、そういった情報収集をより知り得て万全を期したいと、このように考えております。

それから、3点目の医療事務のみ気がついたかというご質問でございますけれども、審査機関であります支払基金とか国保連合会からは、診療報酬の改定内容の通知がまいつております。そういった部分の情報と医療事務の職員のスキルとあわせまして、適正な診療報酬で計算をいたしておりました。

以上です。

#### No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

#### No.37 ○6番(山盛左千江議員)

先ほども伺いましたんですけれども、条例上は無料だけれども、法律が改正されて適法で請求されたので、有料でも問題はないということなんですけれども、条例に瑕疵があったことについて、住民から訴訟というようなことが起こった場合は、それに十分耐え得るのかということについての答弁が漏れていたように思いますので、お願いいたします。

それと、告示の必要のない市が2市あったということですが、そういった条例の内容については、今回精査されたのでしょうか。

今回のこの条例によりますと、平成20年度の厚生労働省告示第59号に改めということになると、また、この告示の内容が変わりますと、漏れなくというか、間違いなく条例改正をする必要が出てくるわけです。

他市町においては、その必要がない条例を持っているところがあるのであれば、このように頻繁に条例改正が起こり、市に裁量権なく改正しなければならないものであるならば、こういった過ちの発生する余地のないような条例を、今回提出しておかれるのが理想的ではなかったかというふうに考えます。

今回の条例改正案に他市町の告示の必要のない条例を十分検討した上で提出されたのか。そちらよりも、この条例のほうが良いというふうに考えられた何か理由のようなものがありましたら、お願いいたします。

#### No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.39 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

1点目の住民との対応の件でございますけれども、確かに条例の瑕疵はございました。ですけれども、実際的には上位法の国の法律に基づきまして、適正に処理をいたしておりました。

こういった場合でも、行政実例でもそういう場合には、国の上位法が優先するという行政実例もございますし、まあ私ども、顧問弁護士のほうにも相談を持ちかけまして、同じ、同様のようない見解をいただいております。

それから、2点目の他市では2市ほど条例改正をしなくても、そのままやっていけるという条例がございます。いわゆる厚生省告示までで告示番号59号とか72号とか、そういった告示番号がなしという条例でございました。

今回、その部分もあわせて検討をいたしました。いわゆる、そうすれば2年ごとに診療報酬の改定があっても、もう自動的に執行運用ができるというものでございまして、その部分も検討いたしました。いわゆるそうなりますと、議会の議決権が及ばなくなるという考えに立ちまして、2年ごとにもし告示番号が変われば、議会に上程をして、議会のご承認を得るというふうに考えまして、今回はその辺の部分は、この専決には盛り込んでおりません。

以上です。

#### No.40 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございせんか。

榊原杏子議員。

**No.41 ○5番(榊原杏子議員)**

先ほどお聞きしました今後の体制ということについてなんですけれども、万全を期したいということはあるんですけれども、もう少し担保していただきたいとも思うところなんです。法律が変わって、その関連する条例を変えなきゃいけないとかいうことは、18年からだと思いますけれども、「ぎょうせい」という会社に委託をして、そういったところを知らせていただくようなシステムを入れていると思うんですけれども、こういったことによっても、今後は法律が変わっているのに変わっていないとかいうことは防げるものなのか。

それからこの間、一度も改正されなかったわけではなくて、平成14年にこの条例が改正されているときには、なぜ、それに気がつかなかったのかということがあれば、お知らせをいただきたいと思います。お願いします。

**No.42 ○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

**No.43 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

まず、1点目のぎょうせいへの委託の関係でございまして、確かに委託いたしております。

今回のミスが発見も、その部分で発見をしたという実績が、今回の実績でございまして。

それから平成14年、たしか14年、15年の改正がございました。このときにつきましては、告示番号がそのままいきまして、中で一部、附則のような形で改正されておりますので、条例上では平成6年のこの告示番号をそのまま生かしておりましたものですから、15年の改正については合法的というふうに解釈しております。

以上です。

**No.44 ○議長(堀田勝司議員)**

ほかにございせんか。

(進行の声あり)

**No.45 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件は、いずれも専決処分案件でありますので、委員会

付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

承認第1号について討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.46 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.47 ○6番(山盛左千江議員)

いろいろと瑕疵もあったということでありまして、まずそれを正直に認め、謝罪の意をきちっと込めて説明なされたことで、賛成討論にしようという気持ちになりましたので、そのことをまず一言申し上げておきます。

今回の専決処分につきましては、3つの問題があったというふうに考えております。

1つ目は、平成9年に休日診療所設置の根拠法であります医療法が改正していたけれども、それに気がつかなかったということ。

もう一つは、平成18年に診療報酬の改正がありながら、これも気がつかず、平成6年のままの条例であったということ。

こうして何年間も、14年間も改正を怠っていたということについては、大変恥ずべき行為であったというふうに指摘をしておきます。

診療報酬につきましては、医療事務員さんが気づかれて、適正に料金徴収をされていたので、法律上に問題がなかったということに、ちょっとほっとしておりますけれども、いずれにしても、こういったことが市民にわかりますと、大きな行政不安というか不信ということにもなりますので、こういったことについては、今後二度と起こらないように気をつけていただきたいというふうに要望をしておきます。

それからもう一つ、今回の改正に気がつくのが大変遅かったということも、指摘しなくてはいけないと思います。

3月5日に告示がありましたけれども、診療報酬の改正につきましては、もう去年の年末ぐらいからマスコミなんかでも報道されておりましたし、その3月5日という日にちが気がつかなかったにしても、この4月1日から報酬の計算の仕方が変わるということは、当然担当課としては承知していたのではないかと。逆に、していなければいけなかったであろうというふうに思います。

国からの告示が知事を通してうちの自治体、休日診療所を持つ自治体に連絡がなかったということ。その告示の分には、管内の関係団体への周知徹底については、格段の配慮を求めますという、国からそういう一文が入っているわけです。



にもかかわらず、県が連絡してこなかったというのは、ある意味、県の怠慢というふうにも言えなくもありませんけれども、きちっとやれている自治体がある以上、そういったことも余り理由にはしてほしくないというふうに考えております。

それと、ぎょうせいへの委託、法制執務業務委託料 120 万ですけれども、これも連絡があったというふうに答弁がありました。でも、間に合わないタイミングで連絡があったということになるわけですね。3月議会最終までに間に合わなかったということになると、これは余り機能していたというふうには言いがたいというふうにも、これも思いますので、県のほうにも十分要望するとともに、ぎょうせいにもタイムリーに自治体に連絡をするように伝えるべきであろうというふうに考えます。

幸い、実損というか、不利益が生じたということはないので、その点についてはいいんですけれども、今後ですけれども、地方分権がどんどんこれから進んでまいりますと、みずからがアンテナを高くして情報収集していかないと、こういったことがまた起こってくると思います。

これは健康福祉部に限った問題ではないと思います。本市にはたくさんの条例があります。法律が変わったりすることで、いろいろ条例に影響してくると思いますので、皆さんがそういったことを十分意識して、このようなことのないように注意をしていただきたいと思います。

損があったか、なかったかということではなく、行政の信頼を損なわないようにという意味でも、今後の努力を十分とっていただけるように要望いたしまして、賛成討論といたします。

#### No.48 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

#### No.49 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、承認第1号の討論を終結し採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.50 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、承認第2号について討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、承認第2号の討論を終結し採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第33号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.54 ○企画部長(宮田恒治君)

では、議案第33号について説明いたします。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例を別添のよう  
に定めるものといたします。

この案を提出しますのは、下水道使用料未賦課に伴い、特別職の給与を減額する必要  
があるからであります。

それでは、条文の内容について説明いたしますので、1枚めくってください。

第2条は給料月額の特例です。市長、副市長の給料月額は、条例第3条の規定にかか  
わらず、次の表に定める期間、同表に定める割合を乗じて得た額といたします。

市長、副市長とも100分の90の割合を、平成20年6月1日から平成20年7月31日ま  
での2カ月間といたします。

減額後の給料月額は、市長は89万5,500円に、副市長は73万800円となります。

附則といたしまして、この条例は平成20年6月1日から施行いたします。

以上で終わります。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.56 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、議案第 33 号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 33 号は、豊明市議会会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、総務文教常任委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前11時21分再開

**No.57 ○議長(堀田勝司議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

総務文教常任委員会に付託しておりました議案第 33 号について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より報告を願います。

平野敬祐総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

**No.58 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)**

議長よりご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審議結果を報告させていただきます。

先ほどの本会議休憩中に全委員出席のもと、関係理事者の出席を求め、総務文教常任委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第 33 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の経過につきましては、事務局において会議の概要等の記録が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

**No.59 ○議長(堀田勝司議員)**

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.60 ○議長(堀田勝司議員)**

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。  
初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.61 ○議長(堀田勝司議員)**

賛成討論のある方は挙手を願います。  
榊原杏子議員。

**No.62 ○5番(榊原杏子議員)**

議案第 33 号について賛成討論をいたします。

今回の 10%、2カ月という措置について、金額で見ますと賦課漏れの総額から時効になった分を、先ほど委員会ではお答えいただけなかったんですが、確認したところ、1,700 万円ほど回収不可の分があるということでした。回収可能な5年以内の分も、まだ未収が 500 万円ほど残っていることになります。

それに対して今回の減給総額 78 万円、どうしても比べてしまうんですが、損失の全部を弁償する意図で決めたわけではないことはわかっております。そうすべきとも考えておりませんが、少なくとも額という一面的な見方をすれば、つり合っていないということを認識しておかなければならないと思います。

下水道会計は赤字でありまして、ただでさえ厳しい一般会計からの繰り入れが毎年続いております。健全化計画を作成して、使用料の値上げも計画されているところです。そんなさなかに発覚しました今回の賦課漏れに関しましては、市民の信頼を大きく損なう重大な問題でありました。長年にわたりまして取るべきところからきちんと取れずに、大きな損失を生じてしまい、その穴埋めを結果的には強いられることになるわけですので、市民の理解が得がたいのは当然であります。

かわられたばかりの市長にとっては酷なことだったと思いますけれども、管理責任、管理者責任ということで減給を申し出られるのであれば、過去の例を参考にして、このぐらいというふうな妥当な線の探り方ではなく、市民に対しておわびをして、二度と起こさない決意を示すのには、一体どれだけの必要か、何が必要かという目線で出発してほしかったなというふうに感じております。

みずから減給は申し出られることですので、反対はいたしませんけれども、これで一区

切りとするには、10%、2カ月という措置は、事の重大さに比しては若干軽く、インパクトにも欠けるのではないかというのが、率直な感想であります。

担当の処分に関しても、直接その方たちが悪かったということではありませんけれども、少なくとも責任者に対しては多少、科してもよかつたのではないか。少なくとも検討すべきではなかったかということを感じております。

もちろん大事なことは、原因となったチェック体制の甘さを是正して、不正もミスも今後一切起こり得ない体制を構築していただくことであります。そのためには内部の組織の見直しだけでなく、指定業者への指導や上水のほうとの連携、協力を強めることも、一層徹底していただくように要望しまして、賛成討論といたします。

#### No.63 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山田英明議員。

#### No.64 ○9番(山田英明議員)

議長よりお許しをいただきましたので、議案第33号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

先に説明があったとおり、下水道使用料賦課漏れのことがあり、そのことに対し、市長、副市長ともども給料月額10%を2カ月減額すること。未賦課の家に対し一定の手続きが進み、みずからの監督責任を認め、本案を上程されたことは評価いたします。

県内他市町においても、下水道使用料賦課漏れの事案は多くあったと聞き及んでおります。工事業者が下水道接続後、届け出を怠ったことや、建物確認申請等が本市の窓口を通らず、民間審査機関においての手續が主流になったことなどが、下水道使用料賦課漏れの一因であったことと理解しています。

本市の下水道特別会計は本年度、使用料等は4億円と見積もり、一般会計からの繰り入れ9億3,000万円余で運営をしていかななくてはいけないことです。健全な特別会計を維持するためにも、使用料賦課漏れはあってはならないものであり、公平な賦課徴収に努力していただくことを申し添えて、賛成といたします。

#### No.65 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

#### No.66 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 33 号の討論を終結し採決を行います。  
議案第 33 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.67 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。  
これにて、日程5を終わります。  
ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午前11時29分休憩

午前11時38分再開

**No.68 ○副議長(安井 明議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。  
休憩中に堀田勝司議長から辞職願が提出され、その取り扱いについて議会運営委員会で協議されていますので、その結果を委員長より報告願います。  
平野敬祐議会運営委員長。

**No.69 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)**

副議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。  
ただいま、副議長よりご報告がありましたとおり、この休憩中に堀田議長より辞職願が提出されましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をいたしました。  
その結果、この案件は先決事項でありますので、直ちに辞職の件を日程に追加することとし、辞職が許可された場合は、議長が欠員となりますので、直ちに議長の選挙を日程に追加することといたしました。  
以上で議会運営委員会の報告を終わります。

**No.70 ○副議長(安井 明議員)**

ご苦労さまでした。  
ただいま報告されましたとおりでありますので、今後の議事進行につきましては、私が務めさせていただきますが、何分にも不慣れでありますので、皆様の格段のご協力をお願いいたします。  
お諮りいたします。ただいま、議会運営委員長より報告をされましたとおり、議長の辞職

許可の件を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.71 ○副議長(安井 明議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可の件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

堀田勝司議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

(議長 堀田勝司議員退席)

**No.72 ○副議長(安井 明議員)**

事務局長をして辞職願を朗読させます。

神谷議会事務局長。

**No.73 ○議会事務局長(神谷清貴君)**

辞職願

平成20年5月15日

豊明市議会副議長殿

豊明市議会議長 堀田勝司

今般、都合により議長を辞職いたしたいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

**No.74 ○副議長(安井 明議員)**

お諮りいたします。堀田勝司議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.75 ○副議長(安井 明議員)**

ご異議なしと認めます。よって、堀田勝司議長の辞職は許可することに決しました。

堀田勝司議員の入室をお願いいたします。

(前議長 堀田勝司議員入室)

**No.76 ○副議長(安井 明議員)**

堀田勝司議員に報告いたします。

議長の辞職願は許可されましたので、その旨、報告をいたします。

お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりましたので、この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.77 ○副議長(安井 明議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条の規定に従い投票により行います。議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

**No.78 ○副議長(安井 明議員)**

ただいまの出席議員数は 21 名であります。職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

**No.79 ○副議長(安井 明議員)**

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**No.80 ○副議長(安井 明議員)**

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は1回とし、高得票者を当選人といたします。ただし、公職選挙法第 95 条の規定により、法定得票数に達しない場合は再選挙を行います。また、同点者が2名以上の場合はくじで決めます。投票は単記無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号1番より順に投票願います。

順次、お願いいたします。

(投票)

**No.81 ○副議長(安井 明議員)**

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。



投票を終了いたします。  
議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

No.82 ○副議長(安井 明議員)

開票を行います。

豊明市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 毛受明宏議員と6番 山盛左千江議員を指名いたします。

立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

No.83 ○副議長(安井 明議員)

開票を願います。

(開 票)

No.84 ○副議長(安井 明議員)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票 19 票、無効投票2票。有効投票中、堀田勝司議員 16 票、山盛左千江議員2票、矢野清實議員1票。

以上のとおりであります。よって、堀田勝司議員が議長に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より堀田勝司議員に告知いたします。

ここで、堀田勝司議員より当選の承諾及びあいさつを登壇にてお願いいたします。

No.85 ○新議長(堀田勝司議員)

ただいま、皆様の絶大なるご推挙により、議長の席に選ばせていただきました。大変重責な、責任の重いことと考えております。二度目のことでありまして、皆様のご信頼にこたえられるように、一生懸命頑張っております。

そして市民のため、豊明市議会がますます発展していきますように誠心誠意、努力をさせていただきますので、議員の皆様のご協力をいただきまして、ぜひとも開かれた明るい豊明の議会ということを構築してまいりたいと思いますので、よろしく願います。ありがとうございます。

No.86 ○副議長(安井 明議員)

議長が決定いたしましたので、これにて私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

堀田勝司議長さん、議長席へ着席をお願いいたします。

**No.87 ○議長(堀田勝司議員)**

ただいまより、私が議事の進行を務めさせていただきます。格段のご協力をお願いいたします。

この際、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午前11時54分休憩

午後零時再開

**No.88 ○議長(堀田勝司議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に安井 明副議長から辞職願が提出され、その取り扱いについて議会運営委員会で協議されていますので、その結果を委員長より報告を願います。

平野敬祐議会運営委員長。

**No.89 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)**

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

ただいま、議長よりご報告がありましたとおり、この休憩中に安井副議長より辞職願が提出されましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議いたしました。

その結果、この案件は先決事項でありますので、直ちに辞職の件を日程に追加することとし、辞職が許可された場合は副議長が欠員となりますので、直ちに副議長の選挙を日程に追加することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

**No.90 ○議長(堀田勝司議員)**

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま、議会運営委員長より報告されましたとおり、副議長の辞職許可の件を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.91 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可の件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

安井 明副議長は、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

(副議長 安井 明議員退席)

#### No.92 ○議長(堀田勝司議員)

事務局長をして辞職願を朗読させます。  
神谷議会事務局長。

#### No.93 ○議会事務局長(神谷清貴君)

辞職願

平成 20 年5月 15 日

豊明市議会議長殿

豊明市議会副議長 安井 明

今般、都合により副議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願いいたします。  
以上でございます。

#### No.94 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。安井 明副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

#### No.95 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、安井 明副議長の辞職は許可することに決しました。  
安井 明議員の入室をお願いいたします。  
(前副議長 安井 明議員入室)

#### No.96 ○議長(堀田勝司議員)

安井 明議員に報告いたします。  
副議長の辞職願は許可されましたので、その旨、報告をいたします。  
お諮りいたします。ただいま、副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.97 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条の規定に従い投票により行います。

議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

**No.98 ○議長(堀田勝司議員)**

ただいまの出席議員数は 21 名であります。

職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

**No.99 ○議長(堀田勝司議員)**

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**No.100 ○議長(堀田勝司議員)**

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は1回とし、高得票者を当選人といたします。ただし、公職選挙法第 95 条の規定により、法定得票数に達しない場合は再選挙を行います。また、同点者が2名以上の場合はくじで決めます。投票は単記無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号1番より順に投票願います。

(投票)

**No.101 ○議長(堀田勝司議員)**

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

**No.102 ○議長(堀田勝司議員)**

開票を行います。

豊明市議会会議規則第 31 条第2項の規定により、立会人に2番 近藤郁子議員と5番 榊原杏子議員を指名いたします。

立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

#### No.103 ○議長(堀田勝司議員)

開票を願います。

(開 票)

#### No.104 ○議長(堀田勝司議員)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票 21 票、無効投票0票。有効投票中、平野敬祐議員 17 票、榊原杏子議員2票、平野龍司議員1票、前山美恵子議員1票。

以上のとおりであります。よって、平野敬祐議員が副議長に当選されました。

豊明市議会会議規則第 32 条第2項の規定により、本席より平野敬祐議員に告知いたします。

ここで、平野敬祐議員より当選の承諾及びあいさつを登壇にてお願いいたします。

#### No.105 ○新副議長(平野敬祐議員)

ただいまは副議長に選出いただきまして、ありがとうございます。大変光栄に存じます。

堀田議長を補佐し、また議会の皆様のご指導、ご鞭撻をいただき、副議長の職を一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

#### No.106 ○議長(堀田勝司議員)

この際、前副議長 安井 明議員より登壇にてあいさつをお願いいたします。

#### No.107 ○前副議長(安井 明議員)

昨年の5月 15 日の臨時会におきまして、副議長の要職にご推挙いただきまして、改めまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

この1年間、議長を始め皆様方のご指導とご協力により、大過なく務めることができました。感謝を申し上げます。

また、堀田議長にはいろいろと気を遣っていただきまして、私の出番を再三つくっていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

と、初めはそう思っていたんですが、ちょっと歩幅が足りなくて、かけ持ちするのがどうもできなかったというのが本音のようであります。

今後とも、どうかご指導とご鞭撻をお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。

#### No.108 ○議長(堀田勝司議員)

安井 明前副議長には、1年間ご苦労さまでした。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後零時17分休憩

午後2時41分再開

#### No.109 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中にお手元に配付をいたしましたとおり、当局より議案第34号が追加提案され、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をされておりますので、その結果について副委員長より報告を願います。

松山廣見議会運営副委員長。

#### No.110 ○議会運営副委員長(松山廣見議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

休憩中に平野敬祐委員長より辞任願が提出され、委員会において許可されました。したがって現在、委員長が欠員ですので、私が委員長の職務を代行し、ご報告をいたします。

お手元に配付されておりますとおり、地方自治法第102条第5項の規定により緊急を要する案件として議案第34号の提案がありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。その結果、議案第34号については直ちに日程に追加し、議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.111 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま報告されましたとおり、議案第34号を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.112 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

**No.113 ○市長(相羽英勝君)**

議案第 34 号について説明をさせていただきます。

議会選出の監査委員に欠員が生じております。監査委員の選任についてお願いを申し上げます。

記といたしまして、住所 阿野町黒部 18 番地 11、氏名 月岡修一さん、生年月日 昭和 25 年6月6日生まれ。

この案を提出するのは、地方自治法第 196 条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

裏面に月岡議員の経歴がありますが、私からご説明を申し上げるまでもなく、これまでに議会運営委員会委員長、決算特別委員会委員長等の要職につかれ、最適任者であると考えております。議員全員の皆さんの同意をよろしくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

**No.114 ○議長(堀田勝司議員)**

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.115 ○議長(堀田勝司議員)**

討論を終結し採決を行います。

議案第 34 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.116 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日程6、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。  
神谷議会事務局長。

**No.117 ○議会事務局長(神谷清貴君)**

選任第1号 常任委員会委員の選任についてご説明をいたします。

豊明市議会委員会条例第3条第1項の規定により、常任委員会委員の任期が満了となりますので、同条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上でございます。

**No.118 ○議長(堀田勝司議員)**

各委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき指名をいたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました常任委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.119 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました常任委員会委員選任表のとおり選任することに決しました。

ただいま選任いたしました各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、この際、暫時休憩といたします。

午後2時46分休憩

午後3時20分再開

**No.120 ○議長(堀田勝司議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選され、続いて各特別委員会の正副委員長から辞任願が提出されたことにより、各特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長をして氏名を朗読させます。

神谷議会事務局長。

**No.121 ○議会事務局長(神谷清貴君)**

それでは、各常任委員会の正副委員長のお名前を朗読いたします。



総務文教常任委員会委員長 松山廣見議員、副委員長 毛受明宏議員。厚生常任委員会委員長 平野龍司議員、副委員長 一色美智子議員。経済建設常任委員会委員長 杉浦光男議員、副委員長 中村定志議員。

続きまして、各特別委員会の正副委員長のお名前を朗読いたします。

安心・安全まちづくり対策特別委員会委員長 前山美恵子議員、副委員長 三浦桂司議員。とよあけ元気まちづくり対策特別委員会委員長 山田英明議員、副委員長 近藤郁子議員。

以上でございます。

#### No.122 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま、各常任委員会及び特別委員会で互選されました正副委員長さんには、ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

日程7、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

神谷議会事務局長。

#### No.123 ○議会事務局長(神谷清貴君)

選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてご説明をいたします。

豊明市議会委員会条例第4条第3項の規定により、議会運営委員会委員の任期が満了となりますので、同条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上でございます。

#### No.124 ○議長(堀田勝司議員)

各委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、指名をいたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議会運営委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.125 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議会運営委員会委員選任表のとおり、選任することに決しました。

ただいま選任いたしました議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後3時24分休憩

午後3時47分再開

**No.126 ○議長(堀田勝司議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員長には石川清康議員、副委員長には山田英明議員が互選されました。

また、委員会で本日の議事運営についてご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

石川清康議会運営委員長。

**No.127 ○議会運営委員長(石川清康議員)**

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

委員長及び副委員長の互選を行った後、お手元に配付されておりますとおり、選挙第2号 尾張農業共済事務組合議会の議員の補欠選挙について及び動議第1号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査についての提案がありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。

その結果、選挙第2号及び動議第1号については、地方自治法第102条第5項の規定により、緊急を要する案件として本日の予定議事終了後に日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

**No.128 ○議長(堀田勝司議員)**

正副委員長さんには、1年間ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

日程8、選挙第1号 愛知県競馬組合議会の議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

神谷議会事務局長。

**No.129 ○議会事務局長(神谷清貴君)**

選挙第1号 愛知県競馬組合議会の議員の補欠選挙についてご説明をいたします。

本市より選出の愛知県競馬組合議会の議員2名が辞職されましたので、同組合同規約第7条第1項の規定により、議員2名の補欠選挙を行うものでございます。

以上でございます。

**No.130 ○議長(堀田勝司議員)**

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.131 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、石川清康議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.132 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、石川清康議員において指名することに決しました。

石川清康議員より指名をお願いいたします。

**No.133 ○22番(石川清康議員)**

ただいま、議長のお取り計らいにより、各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

愛知県競馬組合議会の議員には、10番 村山金敏議員、17番 安井 明議員の2名の方を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

**No.134 ○議長(堀田勝司議員)**

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました2名の諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

**No.135 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議ありの声ではありますが、何に対してのご異議でしょうか。

ご異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

投票用紙を準備するため、暫時休憩といたします。

午後3時52分休憩

午後4時29分再開

No.136 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

愛知県競馬組合議会の議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

No.138 ○議長(堀田勝司議員)

ただいまの出席議員数は21名であります。

職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

No.140 ○議長(堀田勝司議員)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は1回とし、高得票者2名を当選人といたします。ただし、公職選挙法第95条の規定により、法定得票数に達しない場合は、再選挙を行います。また、同点者が2名以上の場合は、くじで決めます。投票は単記無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号1番より順に投票を願います。

(投票)

No.141 ○議長(堀田勝司議員)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

No.142 ○議長(堀田勝司議員)

開票を行います。

豊明市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 中村定志議員と4番 杉浦光男議員を指名いたします。

立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

No.143 ○議長(堀田勝司議員)

開票を願います。

(開票)

No.144 ○議長(堀田勝司議員)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 21 票、無効投票 0 票。有効投票中、安井 明議員 11 票、村山金敏議員 10 票。

以上のとおりであります。よって、安井 明議員と村山金敏議員の2名が愛知県競馬組合議会の議員に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より17番 安井 明議員、10番 村山金敏議員に告知いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、選挙第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.145 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙第2号 尾張農業共済事務組合議会の議員の補欠選挙についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして説明させます。  
神谷議会事務局長。

**No.146 ○議会事務局長(神谷清貴君)**

選挙第2号 尾張農業共済事務組合議会の議員の補欠選挙についてご説明いたします。

本市より選出の尾張農業共済事務組合議会の議員が辞職されましたので、同組合同規約第5条第3項の規定により、議員1名の補欠選挙を行うものでございます。

以上でございます。

**No.147 ○議長(堀田勝司議員)**

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.148 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、石川清康議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.149 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、石川清康議員において指名することに決しました。

石川清康議員より指名をお願いいたします。

**No.150 ○22番(石川清康議員)**

ただいま、議長のお取り計らいにより各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

尾張農業共済事務組合議会の議員には20番 坂下勝保議員を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

**No.151 ○議長(堀田勝司議員)**

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名をされました20番 坂下勝保議員を当選人と定めること

にご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

**No.152 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議がありますので、選挙の方法は投票により行います。  
事務局において投票の準備のため、暫時休憩といたします。

午後4時41分休憩

午後4時49分再開

**No.153 ○議長(堀田勝司議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。  
尾張農業共済事務組合議会の議員の選挙を行います。  
選挙の方法は投票により行います。  
議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

**No.154 ○議長(堀田勝司議員)**

ただいまの出席議員数は21名であります。  
職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

**No.155 ○議長(堀田勝司議員)**

投票用紙の配付漏れはありませんか。  
配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**No.156 ○議長(堀田勝司議員)**

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は1回とし、高得票者を当選人といたします。ただし、公職選挙法第95条の規定により、法定得票数に達しない場合は再選挙を行います。また、同点者が2名以上の場合はくじで決めます。投票は単記無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号1番より順に投票を願います。

(投票)

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

投票漏れはありませんか。  
投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

No.158 ○議長(堀田勝司議員)

開票を行います。  
豊明市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 毛受明宏議員と6番 山盛左千江議員を指名いたします。  
立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

開票を願います。

(開票)

No.160 ○議長(堀田勝司議員)

選挙の結果を報告いたします。  
投票総数 21 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票 21 票、無効投票0票。有効投票中、坂下勝保議員 19 票、矢野清實議員2票。  
以上のとおりであります。よって、坂下勝保議員が尾張農業共済事務組合議会の議員に当選されました。  
豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より20番 坂下勝保議員に告知いたします。  
さらに、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、動議第1号が提案されておりますので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第1号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査についてを日程に追加し、議題といたします。



提案者より提案理由の説明を求めます。  
石川清康議員、登壇にて説明願います。

**No.162 ○22番(石川清康議員)**

議長よりご指名をいただきましたので、動議第1号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査についての提案説明を行います。

各議員の皆さんにはご承知のとおり、6月には第2回定例会が予定されており、また今後も定例会や臨時会が開催されることとなりますので、各議会の議事日程を始め会議運営等を議会開会前にあらかじめ協議する必要性が生じてまいります。

また、行政視察等についても行っていくこととなりますので、地方自治法第109条の2第4項に規定する3項目と、他市町村への調査研究について同条第5項の規定により、閉会中も引き続いて調査することを付託するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、調査及び研究の期間につきましては、平成20年5月から平成21年5月までとするものでございます。

以上、議員全員のご賛同をお願いいたしまして、簡単ではございますが、提案説明いたします。

**No.163 ○議長(堀田勝司議員)**

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.164 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、質疑を終結いたします。

本案は議員提出案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.165 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.166 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

動議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました案件の審査はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.168 ○市長(相羽英勝君)

平成20年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をさせていただきました全案件とも可決・ご承認を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、このたび正副議長に当選されました堀田前議長さん及び平野敬祐副議長様には、心からお祝いを申し上げます。

堀田議長におかれましては、前年に引き続き議長の大役をお務めいただくことになり、これからもよろしくお願いを申し上げます。

また、安井副議長さんには今まで大変お世話になりまして、心から感謝とお礼を申し上げます。次第でございます。

また、監査委員の月岡議員を始め、各委員会の構成や広域行政にかかわる議員の選出も同時に行っていただきました。それぞれ新しいポストにおいてのご活躍を祈念申し上げます。

そして、昨年発生いたしました下水道使用料金未賦課の問題につきましては、議会や市民の皆様にご多大なご心配やご迷惑をおかけしましたことを、責任者といたしまして深くおわびを申し上げます。今後とも遡及対象者へのご理解と、再発防止策に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

議事進行にご協力、ありがとうございました。今後とも格段のご協力をお願いいたします。

長時間にわたりまして慎重なご審議、ご苦労さまでございました。

これにて、平成 20 年豊明市議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

午後5時4分閉会

---

copyright(c) Toyoake City.